

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、平成16年5月1日から21年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける16年5月から21年7月までの標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、平成21年8月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月1日から22年1月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、16万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から22年1月1日まで

株式会社Aで勤務した期間の標準報酬月額について、ねんきん定期便で確認したところ、実際の給与支給額より低い金額となっている。

一部の期間については当時の給与支給明細書を保存しているが、控除された厚生年金保険料は、ねんきん定期便に記載された金額より高い金額で

あり、申立期間を通して、不適切な事務処理が行われた可能性がある。
調査の上、申立期間について標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成13年7月1日から22年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、との厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成13年7月1日から21年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成16年5月1日から21年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年5月から21年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書（16年12月分、17年3月分、同年7月分、同年9月分、同年10月分及び18年10月分から同年12月分まで）及び所得・課税証明書から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、15万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年12月1日から16年5月1日までの

期間の標準報酬月額については、所得・課税証明書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 12 月 1 日までの期間については、当該期間の保険料控除額が確認又は推認できる給与支給明細書、所得・課税証明書等の資料が無く、当該期間の直後の同年 12 月 1 日から 16 年 5 月 1 日までの期間については、上記のとおりオンライン記録と所得・課税証明書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とが一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成 21 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9 万 8,000 円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された所得・課税証明書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 16 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の株式会社 A における平成 21 年 8 月の標準報酬月額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、事業主から提出された 21 年 9 月に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）により、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 24 年 2 月 3 日付けで、16 万円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額については、当初記録されていた標準報酬月額（9 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された平成 21 年分に係る所得・課税証明書から、標準報酬月額の決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 16 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の株式会社 A における標準報酬月額に係る記録を、平成 21 年 9 月から同年 12 月までは 16 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年6月1日まで

A株式会社には昭和37年4月1日に入社し、平成5年3月末に退職するまで継続して勤務したが、本社からB事業所に転勤する直前の1か月の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給料支給明細票を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社に係る給料支給明細票及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A株式会社では、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しているものの、申立人は、昭和40年5月の異動について打診があり、同年6月1日付けで異動した旨述べていること、及び同社では当時の保険料控除は翌月控除であったとしているところ、申立人から提出された40年6月までの給料支給明細票には同社本社の名称が、同年7月以降の賃金支給明細書には同社B事業所の名称が記載されていることから判断すると、40年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持するA株式会社

における昭和 40 年 6 月の給料支給明細票の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 株式会社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 40 年 5 月 1 日となっていることから、社会保険事務所（当時）は同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 2 月 8 日から同年 3 月 31 日まで
② 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日まで

昭和 18 年 2 月に A 事業所に入所し、同年 3 月までの 2 か月間在籍したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A 事業所を出た後、昭和 18 年 4 月から B 株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 19 年 4 月からとなっている。

保険料の控除についての記憶は無いが、私が所持する履歴書には A 事業所及び B 株式会社の記載があり、入所及び勤務したのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 事業所に入所し、2 か月の職業指導を受けたが、厚生年金保険の加入記録が無い。」と主張しているところ、申立人は、同事業所について具体的に記憶していることから、申立人が同事業所に入所していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は C 事業所が所管していたが、同事業所では、「当時の資料は残っていない。」と回答している上、オンライン記録を確認したものの、A 事業所が労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、A 事業所に入所していた期間について、「給与の支給は無かった。」と述べているところ、B 株式会社 D 工場に勤務した記録がある者の中で連絡がとれた二人は、「勤務する前に、2 か月、A 事業所に入所し職業指導を受けたが、給与の支給は無かった。」と述べている上、オンライン記録から、二人とも同事業所に入所していた期間については労働者年金保

険の加入記録が無いことが確認できることを踏まえると、同事業所の入所者は労働者年金保険の被保険者の対象ではなかったものと考えられる。

なお、申立人は、A事業所に入所した期間を昭和18年2月8日から同年3月末までと主張しているが、同年4月26日付けの株式会社Eの新聞記事から、18年4月25日に同事業所が開所し第1回入所式が行われたことが確認できること、及び申立人が入所した時期は冬の寒い頃であり、先輩が大勢いたことを記憶していることを踏まえると、申立人が実際に入所したのは18年2月ではなく、19年2月であった可能性が高いと考えられる。

申立期間②について、申立人は、「国（厚生労働省）の記録では、B株式会社における厚生年金保険の加入記録が、昭和19年4月1日から20年9月1日までとされているが、A事業所を修了後すぐに入社したので、18年4月1日から勤務したはずである。」と主張している。

しかしながら、B株式会社に係る閉鎖登記簿謄本から、同社が設立したのは昭和18年5月8日であることが確認できる上、上記のとおり、申立人がA事業所に入所していた期間は、18年2月から同年3月末までではなく、その翌年の19年であったことがうかがえることから、18年4月から同社に勤務したとする申立人の主張は不自然である。

また、B株式会社は既に解散しており、同社から申立人の申立期間②に係る勤務事実等について聴取することができない上、申立人は、同期入社と同僚の氏名を記憶していないため、同僚の労働者年金保険の被保険者資格の取得日の確認、及び申立人の勤務事実等について聴取することができない。

このほか、申立期間②について、労働者年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。